

「日用品」認定基準案への意見と回答

意見箇所	意見製品	意見内容	対応
1 「日用品」対象	紙おむつ	紙おむつを該当製品リストから削除することを申し入れます。理由として1.現在、紙おむつ業界で積極的に古紙を使用している事例はない 2.仮に古紙を使用するとしても紙おむつの性能低下をもたらす、古紙の需給低下ももたらす現実的でない。 3.多くの一般消費者は「おむつ」のような衛生材料に安全面での安心感を極めて強く求めており、肌に触れないような部材に再生材を使用しても消費者に容認されることは極めて困難 4.一部世論として紙おむつ使用素材の再利用化がある。従って、生産～使用後再利用または使用後処理に至る迄を一体として環境問題を捉えるべきとの4意見により、紙おむつをエコマーク対象製品とするには機が熟していないと強く申し述べました。今後、業界と協会とで基準案をつくっていきたいとの意向であると認識しています。意見が反映されていないばかりか、意向とも合致していないと考えます。	調査の結果、古紙利用製品はなく、古紙パルプ配合率などの基準値については今後も知見の収集、検討に努める必要があることから、時期尚早と判断し、対象から削除することとしました。今後、1～2年の間にまとめることを目標に検討を始め、介護関係者などを交えて進めることとします。
2 対象(廃止商品類型)	セルローススポンジ	セルローススポンジを除外することは妥当でない。リサイクル原料とはいえ、プラスチック系製品をエコマーク認定しつつ、より環境負荷が少ないと考えられる天然素材が一樣にエコマーク基準から外される点については納得しづらい。例えば、綿は他繊維に比べ生産エネルギーが少ない。廃棄時に有害ガスを発生せず、土中で分解する一年草であり毎年栽培して収穫されるため森林破壊のような現象がないなどの環境保全上の効果がある。スポンジ製品においても大多数を占めるプラスチック系製品と対比しても十分に環境負荷が少ないといえる。	意見を参考に修正しました。未利用繊維など、環境保全上の効果があると確認された原料の配合を認めることとしました。
3 対象(廃止商品類型)	セルローススポンジ	セルロース以外のスポンジ製品の基準では、再生ポリマ50%以上とされている。天然資源であっても少なくともその原料が一定以上の割合で資源を有効利用した原料から作られているものであれば、同様にエコマークとして認めるべきである。例えば、工業用繊維製品の基準と同様、紡績時に発生する落綿を70%以上使用した製品などについても、プラスチックの基準との対比から考えれば十分にエコマーク商品としての要素を満たしていると考えらる。	同上
4 対象(廃止商品類型)	セルローススポンジなど	セルロース素材については天然素材を使っているというだけでは認定されないとのことですが、天然素材を有効活用していると思われるセルロースを今後も認定していただきたい。	意見2に同じ
5 対象	メディアケース	紙製のメディアケース(CD,DVD,FD,MO用)は文具製品に入れるべき。現在の認定基準は「紙製の事務用品」である。グリーン購入法特定調達品目でメディアケースは文具類一般事務用品に分類されている。紙製メディアケースは大部分が文具市場において流通、販売されている。	意見を参考に修正しました。商品類型「文具」において「他に分類されない文具、紙製品、事務用具及び写真用品」として扱うこととしました。
6 4-1-1.(2)使い捨て	電気掃除機のフィルター袋	電気掃除機のフィルター袋は、繰り返し使用可能な製品があるため、エコマークの対象から外すべきである。使いきり製品という基準案の扱いは、本質的な課題である「廃棄物を増加させることになる製品」という観点から考えるとエコマーク対象とするのは矛盾を感じる。	繰り返し使用可能な製品は、電気掃除機の構造によるものであり、使いきりと判断します。電気掃除機をエコマークの対象として採り上げていない状況では、使用回数によらずフィルター袋そのものの環境負荷低減を図ることは意義があります。
7 4-1-1.(2)	水きり紙袋	使ったら捨てる水きり紙袋は、水が切れないから焼却に費用がかかる、収集車の燃費もかかる」と耳にした。使い捨ての習慣を変えていくことが先決。	使用回数により水きり性能に差がでるといふ根拠が不明瞭であり、使用方法による影響が大きいと考えられることから、台所排水中の固形廃棄物削減という観点で原案のとおりとしました。

「日用品」認定基準案への意見と回答

8	4-1-1.(4)包装	全製品	簡易包装」とほどの程度の包装をさすのか。解説のとおり 使用量削減は当然ですがあまい。小売の実態上、帯掛けのみは困難であり 最低限袋または箱包装が必要。店舗陳列上、袋においてはヘッダー部分が必要。	製品の流通に当たって、製品の価値及び状態を保護するために、何らかの包装材料を使用した場合は、包装にあたるため、包装材料に関する基準を適用します。簡易」の範囲については定量基準として設定することが困難であるため、概念的に基準とすることで各事業者に削減を促すものとなりました。なお、包装材料を使用する場合、プラスチック製袋及びフィルムを除き、再生材料を使用することとしています。
9	4-1-1.(4)包装	全製品	プラスチック製の包装材料は、ISO11469に沿って材質表示することとなっている。ほとんどの製品は「<」が省略されており 省略を認めるべき。また日本語訳であるJIS K 6999の方が入手しやすくなりやすいのではないかな。	意見を参考に修正しました。
10	4-1-2.小付属	全製品	曖昧。個別製品に関する意見から吸い上げて、具体的に本文記載をお願いする。	意見を参考に修正しました。
11	4-1-2.(6)古紙パルプ	電気掃除機のフィルター袋	電気掃除機のフィルター袋は、古紙パルプ配合率20%以上という基準が不明確で適切でない。古紙パルプ製品があるものの、現実には製品機能であるフィルター性能の劣化を招く。集塵効率の低下を招き、必要以上の電力消費につながると考える。原因として、古紙パルプは繊維長が短いため密度が高くなり圧力損失を招く原因になる。参考までに大手家電掃除機メーカーが販売している電気掃除機フィルター袋は、一切古紙混入されていないというのが現実。検討するならば、口紙(台紙)における古紙パルプ配合率を基準化することが望ましい。	意見を参考に修正しました。外装袋の古紙パルプ配合率を20%以上としました。口紙(板紙)などのフィルター袋以外の紙製部品の古紙パルプ配合率は90%以上で原案のとおりとします。
12	4-1-2.(6)古紙パルプ/解説33頁	電気掃除機のフィルター袋	「掃除機用フィルター袋は～再生材料配合率を据え置きとし」は間違いである。現基準では「再生パルプを20%以上使用していること」と書かれているが、フィルター本体に限定していない。塵のフィルターである外装袋紙は古紙パルプ配合率20%以上、板紙は90%以上で問題ないが、塵でないごみからフィルターを保護する袋内紙については、薄さ、目の粗さを維持しながら必要強度を維持するには再生紙の使用が難しく、改良に時間を要する。袋内紙の古紙パルプ配合率を基準外として頂きたい。4-1-2但し書きの「小付属」に袋内紙を含めるのが適当。	同上
13	4-1-2.(11)木材	-	HCOH放散測定が厳しすぎる。ニス、塗料、接着剤を使用製品はF 等級品を使っていることを証明してもらえばよいと思う。木質材料を測定する必要はない。	接着剤、塗料などを使用した木製品は、接着剤などがF 等級品であることを証明すればよく、この場合は試験不要です。
14	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きり紙袋	水切りネットで排水の浄化について環境保全に寄与していたと自負していたが、再生ポリマ(ポストコンシューマ50%以上、プレコンシューマ60%以上)使用とあるが、水きり袋に再生材料を使うことは海外生産を行っている事業者にとっては非常に困難であり 製造上対応できない。可能ならこの条項を撤回頂きたい。水きりネットは現状でも十分環境保全に貢献した製品であると考え。	意見を参考に修正しました。水きり袋そのものの環境負荷低減を進める観点から、市場に流通している製品の実態を考慮し、原料ポリマ中の再生ポリマ配合率を20%以上としました。
15	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きり紙袋	リサイクルのネットで丈夫なものがあれば一番よいが、原料がバージンというのは仕方ありません。使い捨て習慣を変えていくことが先決。リサイクルで丈夫なネットが見当たらないです。	同上

「日用品」認定基準案への意見と回答

16	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きり紙袋	本基準案は、全商品で再生材料または未利用材料の配合が求められているように、商品そのものの機能についての検討、再生材料・未利用材料以外の環境保全に対する効果の評価が抜け落ちてしまったように思う。エコマークの対象は 1.その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと 2.その商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいことと定められている。プラスチック製水きり袋は、プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料に限定されている。しかし、エコマークの基本的要件に照らしてみたと、この限定材料以外の水きり袋を一律にエコマークから除外することは不適當。	意見13に同じ
17	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きり紙袋	水きり袋のうち、割繊維不織布(ワリフ)製の製品は、1.繰り返し使用しても水きり性能(水きり速度)の低下が少ない 2.繰り返し使用してもほとんど破れることがない 3.ごみの剥離性がよい 4.水きりのために強く押圧しても目合が広がることなく、破損もせず強制水切りできる という優れた点があり、ごみの総量削減、焼却時エネルギーロスの低減になる。リユース、リデュースとなるが、基準案はリサイクルのみを取り上げている。ポリエチレンの薄肉素材への再生材料配合は難しく、ワリフでは構造的特徴からさらに困難。なお、ストレーナや三角コーナに水きり袋を重ねることの意義を確認するべく比較試験をした。重ねて使用した場合、水きり性能が遜色ないにも関わらず濾液の清浄度は高く、ストレーナ、三角コーナの汚れも少なく洗浄剤も不要であった。ストレーナなどと二重に用いる方がよいと考えられ、存在意義を確認した。	意見13に同じ
18	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きり紙袋	再生ポリマの割合が50%以上とあるが、エコマーク普及の観点から、製造業者が対応できる程度(30%以上)の基準から段階的に基準を引き上げてゆくことはできないものか。また具体的にどの基準をクリアすればよいのか、クリアするためにはどのような証明書が必要となるのか、教えて頂きたい。	意見13に同じ
19	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きり紙袋	製品の機能の観点から分類していただく商品の種類が日用品に統合されることとなり、これまでの機能の基準の上に素材に関する基準を上乗せすることにより、本来の機能を果たせなくなるものが出てくる。水きり紙袋は極薄のフィルムに穴を開ける加工をしていることから元々裂け易いもので、この上再生材料を高配合して製品化することは困難。家庭排水への汚濁物質排出防止という本来の機能を保持するためには再生材料の配合率を設定し直さなければならない。再生ポリマ20%以上とするのが妥当。	意見13に同じ
20	4-1-2.(15)再生プラスチック	フィルム製品	再生ポリマの割合が50%以上とあるが、プラスチック素材はすべて同じ基準を適用することと取れる。ところが、フィルムの品質は原料の質に大きく左右されるので適用は難しい。4-1-1.(4)包装材に関する基準ではフィルムについて再生材料の規定を設けないこととしたとしており、再生材料を使用したプラスチック製品「認定基準」では、高配合が困難という理由で個別規定されていることから、同基準に準拠し、基本的に40%以上にすべき。さらに、厚さ、形状にも左右されるため、厚さ、用途などによって基準を下げるなどの検討が必要。	意見13に同じ

「日用品」認定基準案への意見と回答

21	4-1-2.(15)再生プラスチック	ごみ袋	「再生材料を使用したプラスチック製品」ではフィルム製品のみ 黒色の袋類を除くと規定されている。日用品では色について言及されていないことからまったくこだわらないと解釈してよいのか。黒色・不透明色はフィルム業界における再商品化の有力な手段であることと、現行基準との関係から、明確な記載をお願いする。	色付製品は、「サイクル用途として有力手段であることは意見のとおり」と考えますが、使用者である自治体などにおいて制限を設けていることから商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」での検討結果を反映することとしました。なお、産業廃棄物収集事業者用などにおいて不透明製品を用いているとの見解もあるため、今後必要に応じて改定することはあり得ます。
22	4-1-2.(15)再生プラスチック	-	原料ポリマとしてポストコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が50%以上であることとされている中の「再生ポリマ」がポストコンシューマ材料のみを指すものか、ポストコンシューマ材料・プレコンシューマ材料両方を使用する場合の両再生ポリマの合計を意味しているのかが不明瞭。	意見を参考に修正しました。なお、ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料両方を配合する場合は、全原料中の再生ポリマの質量割合が60%以上となります。
23	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	-	従来、プラスチックのアレルギー報告などはほとんど聞いた事がなく、アレルギー情報として特別に注意を表示する必要に迫られたことはない。本項目に関しては任意表示とさせて頂きたい。	今後、情報提供事項としてプラスチックの添加剤などによるアレルギー情報を認定基準の解説に追加する方向で検討します。本項目は意見を参考に修正しました。
24	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	-	4-1-1.(31)は4-1-1.(30)の誤り	意見22のとおり修正しました。
25	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	-	アレルギー情報表示について、あってもなくても明示すると解釈できる。解説39頁にある「必要に応じて」を本文中に加えて頂きたい。	意見22に同じ
26	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	-	アレルギー情報表示について、プラスチックにまで要求するのは行きすぎだと思う。どうしても表示するなら、皮膚に長時間接触する物に限定すべき。	意見を参考に修正しました。用途別、塗装の有無などに配慮しました。
27	4-1-2.プラスチック追加項目	-	プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料とも直接食品に触れるものに使ってはいけないというのが、食品衛生法第三章(第8～10条)が曖昧だとしても、包装材料業界の一般的解釈だと思う。現在の「再生材料を使用したプラスチック製品」に規定する「厚生労働省や自治体などで使用が認められていない食品容器は本商品類型の対象としない」は必要ではないか。	厚生労働省においては再生材料であることを理由に使用を制限するものではないとの調査結果です。条件は、食品衛生法上の規制基準をクリアしていることです。なお、ペットボトルに関し、厚生労働省では以下のとおりリスク評価結果を公表しています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/040326-1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/040326-1.pdf</a>
28	4-1-2.プラスチック	紙おむつ、ペットシートおよび猫砂	解説D-7(1)において「直接肌に接触する製品への再生材料の使用は、消費者の拒否感が強く(中略)最低限、吸収材など皮膚接触のない部分へ古紙などの再生材料の配合などを促すことが(中略)重要である」とあり、紙おむつ、ペットシートおよび猫砂は素材に関する基準として、吸収部材にのみ再生材料の配合を基準化していると解釈している。別表1では、紙おむつにおいて主材料「紙」に、その他部品として使われる材料「プラ」に印が付けられているが、この「プラ」は吸収部材として使用されるプラスチック素材と解釈してよいのか。	紙おむつ、ペットシートおよび猫砂は、吸収部材にのみ再生材料の配合を基準化しています。別表1に示す「プラ」は、吸収部材として使用されるプラスチック素材を指します。

「日用品」認定基準案への意見と回答

29	4-1-2.(28)ゴム ゴム手袋	<p>家庭用ゴム手袋はエコマーク認定後、年々塩化ビニル製手袋の割合に追いついてきており 昨年3割強までになった。日用品では基準への適合は難しく、エコマーク商品でなくなった場合、ゴム手袋の環境へのイメージが悪くなってしまうことが想定されるので、再検討のほどよろしく願います。</p> <p>ゴム手袋は、一般的にゴムの木から採取する天然ゴムラテックスおよびポリマを重合した合成ゴムラテックスを原材料とする。ラテックスはゴム粒子が水溶液中に微分散したもので、加硫剤、加硫助剤、加硫促進剤、充填剤などを入れ、凝固剤でぬらした型をラテックスに漬けて膜状に凝固させた後、加熱して加硫、脱水を行い、強度のある膜を形成する。本材料は経日劣化するため長期使用できない。また、液状原料から熱硬化した製品であるため、ポストコンシューマ材料は使用できない。製品製造工程内で発生したラテックスを10～20%程度用いることは可能だが、プレコンシューマ材料の除外事項(材料の製造工程内で発生し、再び同一工程で原料として使用されるもの)に当たる場合、通常のゴム手袋の製造方法ではエコマーク認定を受けることが技術的に不可能。仮に他工場や他社のプレコンシューマ材料を取り寄せて再生材料としても、本来のエコから遠く外れたものとなる。ラテックス由来の製品は、同一工場内で発生した材料を認める方向で検討頂きたい。</p>	<p>これまでエコマーク事業の主旨にご理解・ご協力頂き、石油系素材から天然ゴムという素材に転換を図り 普及に勤めて頂いたことは大きな成果であると認識しています。しかし、エコマーク認定基準の見直しにあたり、すべての天然資源が環境負荷低減につながると明らかになっているものではなく、天然資源の中で持続的に資源採取可能であることが明らかになったものを扱うこととなりました。本件については、原案のとおりとしました。</p>
30	4-1-2.(31)焼物 食器	<p>製造事業者が製品を作るための道具を他社から購入し、廃道具を焼物原料に使った場合、ユーザ(製造事業者)の使用済製品となり、ポストコンシューマ材料の解釈が成り立つのか。焼成工程で使うトチ・ハマ(製品の焼成歪みをなくす道具)は、トチ・ハマのメーカーが焼物製造事業者から回収してトチ・ハマにリサイクルする場合、ポストコンシューマ材料として理解できるが、焼物製造事業者がトチ・ハマを再生材料として使用する場合は、プレコンシューマ材料となるのか。また、碍子などの製品を他の焼物製品に使う場合はどのような扱いとなるのか。</p>	<p>トチ・ハマについては、トチ・ハマメーカー製のものでコンシューマ材料の定義に当てはまるものは再生材料として扱うこととなりますが、廃棄されるトチ・ハマを製造した工場で使用し、使用済トチ・ハマを同一工程(工場)で焼物原料とするものは、資源の有効利用であるものの、再生材料に当たりません。</p> <p>碍子などの製品についても同様です。</p> <p>なお、基準配合率は意見を参考に修正しました。</p>
31	4-1-2.(31)焼物 食器	<p>表3の再生材料の基準配合率を低減頂きたい。例えば「工業 砕石廃棄物類」、「金属工業廃棄物類」および「その他の産業廃棄物類」を50%から35%程度に、「使用済陶磁器」を20%から15%程度に引き下げて頂きたい。</p> <p>焼物、特に食器などの陶磁器については、粘りのある可塑性材料で生産されるため「工業 砕石廃棄物類」、「金属工業廃棄物類」、「その他の産業廃棄物類」および「使用済陶磁器」などの可塑性のない材料を多く添加すると成形性が悪くなり 破損も多くなることから生産性が低下する。また、使用済陶磁器を再生材料に加工するには高価な粉碎機を用い微粉碎する必要があるため、加工コストが高く、添加率を上げると製造価格が高くなりすぎることから、基準配合率を低下した方が再生材料推進となる。利用が広がり 技術がレベルアップし、基準配合率を高くする条件が整ったときに順次上げていくのがよい。</p>	<p>基準配合率は、意見を参考に修正しました。</p>

「日用品」認定基準案への意見と回答

32	4-1-2.(31)焼物	食器	<p>使用済陶磁器について、以下の3材料を該当範囲としてほしい。</p> <p>1.使用済窯道具 製品焼成時、製品が棚板への熔着・変形を防ぐため「ハマ」を製品の下に敷いたりする。ハマは製品とほぼ同材質。焼成後に通常廃棄される。窯業廃土の分類に入り基準配合率が増えると、成形性などの技術的問題が生じる。</p> <p>2.食器規格外品 焼成工程を経た製品で、キズ、変形、釉薬の不具合など出荷できない状態のもの。使用済陶磁器と同等であるため、窯業廃土の分類に入り基準配合率が増えると、成形性などの技術的問題が生じる。</p> <p>3.素焼不良品 陶磁器は、加飾などの作業を容易にするため成形後、焼成工程より400 低い「素焼き」という工程を行う。本工程後に発生するひび割れ、変形した状態の製品。1. 2.同様の問題が生じる。素焼不良品の再資源化率は3割程度であり、使用済陶磁器に該当できれば再資源化率のアップに貢献できると考える。使用済陶磁器の範囲でなければ、基準配合率を50%より減らすなど特例措置を設けてほしい。</p>	<p>使用済陶磁器は、消費者による使用後の陶磁器をさすため、2.食器規格外品および3.素焼不良品をこれに含めることはできません。素焼不良品は、プレコンシューマ材料の定義に当てはまるものは、再生材料として扱うこととなります。1.ハマについては、意見28と同様です。基準配合率は、意見を参考に修正しました。</p>
33	4-1-2.複合材料の追加	-	<p>材料に関する基準の中に複合材料の項目を設定頂きたい。例えば、大部分が基準適合の紙で、その他の小部分のプラスチックが基準不適合の場合（再生品がない、機能上、再生品が使えない）、複合材料を使った製品が認定されないのは不合理。文具の場合は紙材70%で認定基準を満たしていれば複合材料の製品が認定される。</p>	<p>本意見の複合材料は、紙製部品とプラスチック製部品を組み合わせて製造したものをさしており、それぞれの部品が材料に関する基準に適合することが要件となります。</p>
34	4-1-3.(32)/2.対象	ダストコントロールマット	<p>ダストコントロールマットは繊維でホコリを取ることを機能目的としている清掃用具で主素材は繊維であり、ゴムはマットの形態を維持するための付属品である。ゴム製基礎材より削除し、清掃用品に入れる。</p>	<p>意見を参考に修正しました。</p>
35	4-1-3.(32)	ダストコントロールマット	<p>平均100回以上繰り返し使用を40回程度に変更。証明方法「直近1年間程度の期間の実績として平均100回以上繰り返し使用されていることを示す文書」としているが、選択耐久性、レンタル特性（平均1週間から4週間の貸出期間）からみても不可能。さらに再生ゴムを使用するとゴム強度が低下するため、繰り返し使用回数が大幅に少なくなり、繰り返し使用できるというダストコントロールマットの特徴が薄れる。</p>	<p>関係業界団体の報告によると平均使用回数は40回程度が繰り返し使用回数のトップランナーに位置します。意見を参考に修正しました。</p>
36	4-1-2.(24)繊維の外面積	ダストコントロールマット	<p>ダストコントロールマットは繊維でホコリを取ることを機能目的としており、主素材は繊維である。外面積を40%以上として頂きたい。</p>	<p>意見箇所は、「商品類型No.104 家庭用繊維製品」との対象製品の区別を行うために設けられており、ダストコントロールマットは裏面に繊維を用いることがないと想定され、50%未満とすることで問題ないと判断しました。原案のとおりとします。</p>
37	4-1-2.(28)ゴム	ダストコントロールマット	<p>ゴム部分は、繊維の形態安定と選択耐久性のためにあり、再生ゴム（脱硫またはゴム粉）を使用すると繰り返し使用回数が少なくなる。また、床汚染性も配慮しているものであるため、配合内容が不明な再生ゴムの使用は、床汚染性が高まり使用できない。さらに、脱硫ゴムは臭気が強く、10%配合でも臭気にならない。用途上、エレベータ、厨房、レストランなど密閉された場所が多く、臭気による苦情が発生するため使用できない。ゴム粉は常温成形品で高温加圧成形のダストコントロールマットに使用できない。常温成形品は洗濯耐久性がなく、すぐに廃棄となってしまう。</p>	<p>ダストコントロールマットにおいて再生ゴムを配合することは困難であると判断し、意見を参考に修正しました。</p>

「日用品」認定基準案への意見と回答

38	4-1-2.(30)ゴムアレルギー情報	ダストコントロールマット	ダストコントロールマットは、靴により持ち込まれたホコリを取り除くことを用途としているため、直接肌に触れることはない。適用除外とする。	意見を参考に修正しました。接触刺激に関しては意見のとおりリスクが低いものとして考慮しました。しかし、健康影響に関しては吸引などによる影響も考えられるため、製品から揮発する成分にも注意する必要があります。
39	4-1-3.(36)メッシュ径	水きりろ紙袋	試験は社内でのよいのか。第三者機関による試験とする場合、サンプル添付の必要はないのではないか。	自社試験を認めるものとしており、本項目は原案のとおりとします。
40	4-1-3.(40)メッシュ径	ストレーナ、三角コーナ	ストレーナ、三角コーナは、金網とパンチング材が見受けられる。パンチング材は板状のものを金属型で穴を開けたもので、金網のように編んだものならばメッシュもわかるが、パンチングにメッシュ基準を適用するのはどうか。金網は穴面積(開口率)があいていない部分の面積より大きくなる。パンチング材はあいているものでも50%前後。板に1~1.5mmの穴を数個開けただけで認定となってしまう。試作試験をしたが、開口率の小さいものは水すら流れない。エネルギー効率からも水はけの悪いものは環境負荷増大につながる。	意見を参考に修正しました。
41	4-1-3.(40)メッシュ径	ストレーナ、三角コーナ	基準値が1.5~1.0mmにしようとしているのか。1.5mm以下の基準と1.0mm以下の基準になるのか理解に苦しむ。メッシュ径1.0mmのパンチ径で全国90の市町村でも採用頂き、水質浄化のポイントで評価をもらっている。基準値を1.0mm以下とすべき。	意見を参考に修正しました。
42	4-1-3.(40)メッシュ径	ストレーナ、三角コーナ	試験用ビーズの準備の項目で、ビーズ径1.0mmの場合は1.2mm(14メッシュ)のふるいを通し、0.8mm(20メッシュ)のふるいにかけることとあります。20メッシュはJISにも規定がなく一般的に販売されていないように入手できない。購入先を指定するか、一般的に入手できるサイズでの指定をお願いする。	意見を参考に修正しました。
43	4-1-3.(42)再生材料	履物	再生材料配合率20%以上、ただし2年間は10%以上は妥当な基準と理解できる。基準をクリアするためには製品重量の多くを占める靴底に再生プラスチックを配合することが不可欠であるが、使用可能材料の入手は極めて困難で、使用済の靴底を回収し、再生材料としたいと考えている。問題は回収で、時間と労力がかなり必要。こうした同し靴をリサイクルする場合、再生材料配合割合の基準を特定期間の基準としてでも、10%以下で実現可能な基準を検討頂きたいと考える。	10%はエコマーク事業として消費者に推奨し得る最低限の水準と考えており、基準配合率をこれ以上引き下げることは困難です。ただし、意見中に説明されている靴底の再生プラスチック(ポリマ)配合につきましては、アッパー部分における再生材料配合量を差し引いて計算できるため、靴底重量に対して10%以下の配合率はあり得ます。つまり(靴底に配合した再生材料質量+他部分に配合した再生材料質量/製品質量)×100 10%となります。
44	4-1-3.(43)、(44)修理、部品交換	履物	「プラスチック製履物(射出成型品)」は、アウトソールなどの主要部位が一体で成型・接着されるので接着部の剥離が生じ難いことが特徴です。取替など製品の修理や部位の交換ができないし、実現困難と思われる。(43)、(44)の2項目は適用除外とすべき。(同意見他1)	意見を参考に修正しました。
45	4-1-2.(25)繊維	履物	アッパー(靴底を除いた上の部分を形成する部分)に人工皮革(ポリマー繊維にウレタン樹脂を塗布した素材)を多く使用している。ウレタンの比重が高いので、ポリマー繊維の体積がウレタンより多くとも質量はウレタンの方が重くなる。履物の再生材料基準値を30~40%位に下げたい。	材料に関する基準は、ゴム製履物、プラスチック製履物およびスポーツ専用靴には適用しません。履物における環境保全型製品はまだ少なく、個別材料ごとに再生材料配合率を設定するには至りません。製品質量に対して、再生材料を10%配合することが条件です。

「日用品」認定基準案への意見と回答

46	その他	全製品	既存認定商品の契約期間満了に伴って新認定基準への新規申込、移行をする場合の移行期間の運用について、新認定番号、下段表示の変更にて外装パッケージの表記などを変更する。移行期間中の旧表記の外装を使用できる猶予期間を設けて頂くことを提言する。 副資材の調整はするといえ、余剰は必ず出る。 廃棄することは著しく不経済で環境面からも芳しくない。 流通市場にあるものを市場にて入れ替え、回収等行うのは困難かつ多大な時間コストを伴う	旧認定番号の在庫商品への対応については、エコマークのてびき中基準改定時の契約業務に関する規定 4より 3ヶ月単位とする最長1年以内(基準制定日より1年に限り)の使用契約を締結する措置はありません。詳しくは上記規定をご確認ください。
47	その他	全製品	商品カタログの掲載情報は、発刊日から1~2ヶ月前に確定され、これに基づいて校正作業を行う。この間、サプライヤにてブランド名変更など行われた場合流通会社としては対応しきれない。情報確定日時点の日付をカタログに明記し、Webカタログなどのメンテ可能な媒体のみ変更して、最新情報を表示する対応を認めて頂きたい。	ご指摘のとおり 情報確定の日付をカタログ中に明記していただければ結構です。
48	その他	全製品	同一商品において旧基準適合製品と新基準適合製品が流通上混在するケースが考えられる。この場合、双方が認定期間内であれば商品カタログ上の表示はどちらに基づいた表示も可能として頂きたい。	同一商品の新旧基準適合商品が流通上混在することは考えられますが、契約は重複しないよう調整いたしておりますので、カタログ掲載情報の確定時点では、いずれか(旧基準適合あるいは新基準適合)一方のみが有効となります。ただし、あえて別商品として異なる契約を締結していただいている場合には、ご指摘のとおりいずれかのマーク表示で結構です。
49	その他	全製品	2005年4月以降の契約料金改定に伴い、エコマーク使用契約期間が1年間となり、毎年、使用料の入金確認後、契約の自動更新がなされることになる。この時、契約自動更新がなされたことを流通会社としては、具体的に何をもって確実に確認することが可能かお知らせ下さい。	ホームページにて認定商品を検索可能になっております。ただし、3ヶ月毎の情報更新であるため、確認できない商品については個々にお問い合わせいただくしかないかと思われます。
50	その他	全製品	マークの移行について、極力コストをかけないで対応したい。新マークの運用に伴い、現マークが使用できなくなるが、出荷期限までに現マークの印刷在庫がゼロになることは管理上困難。期限以降も現マークで残ってしまった在庫の出荷を許可頂きたい。現マークの在庫がなくなってから新マークを出荷できる弾力運用を検討下さい。	意見44に同じ
51	その他	全製品	新マークに対応するためには、新たに印刷のデザイン版を作成する必要があるが出てくる。マークの仕様変更なくして運用することも検討下さい。	意見44に同じ
52	その他(商品区分)	食器	小分類毎となっております。さら、わん、どんぶりなどの単位でエコマーク認定を受けることとなる。焼物製品の販売は、さら、わん、カップなどをセット(同一デザイン)で扱うことが多く、ひとつのセット全てで認定を受けるとなると多額の費用がかかってしまう。セットでもエコマーク申込をすることは可能か。	食器は中分類ごととしており 意見内容については対応済です。したがって、原案のとおりとします。

意見者数 21名  
意見総数 52件